

第十回特別弔慰金の請求期限は

平成30年4月2日まで

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、未申請の方はお早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けながら（戦没者の妻や父母等）がない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 前記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金  
国庫債券 い号  
額 面 25万円（5年償還）

◆請求・問い合わせ窓口

福祉課 福祉係  
☎85-2190  
琴丘総合支所 地域生活係  
☎87-3516  
山本総合支所 地域生活係  
☎83-2115

介護保険料の納付をお願いします

平成29年度の介護保険料がきまりました。

納付対象者の方には7月中旬頃までに納入通知書が郵送されますので、期限内の納付をお願いします。納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類に分かれます。（2つの方法を併用する方もいます。）

- ◆特別徴収Ⅱ年金から天引き
- ◆普通徴収Ⅱ窓口納付（口座振替含む）

「昨年まで年金から天引きされていたから、今年も年金天引きのはずだ」と思われている方の中で、今年窓口納付になっている場合があります。町から納入通知書が届きましたら、内容の確認をお願いします。通知書の見方は、次の例を参考にしてください。



\*\*\* 介護保険料納入通知書の見方 \*\*\*

ここでは、保険料段階が第5段階（標準的な所得階層）で、特別徴収と普通徴収の併用による納付の方を例に説明します。

※一部記載を省略しています。

三浦 太郎 様 秋田県山本郡三種町長 三浦 正隆

0-0000-00000000

平成29年度 介護保険料納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

以下の通り決定しましたので通知します。

被保険者番号	0000000000	世帯番号	00000000	決定理由	確定賦課
被保険者氏名	三浦 太郎	徴収方法	特別徴収(普通併用)	特別徴収義務者	厚生労働大臣
生年月日	昭和40年00月00日	性別	男	特別徴収対象年齢	高齢基礎年金
金融機関	〇〇銀行△△支店	年間保険料	79,200円	特別徴収対象年齢	高齢基礎年金
口座種別	普通				
口座番号	0000****				
口座名義人	三浦 太郎				

【保険料額】

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の納期
4月	0			
5月				
6月	0			
7月	0	1期	13,200	平成29年7月30日
8月	0	2期	13,200	平成29年8月30日
9月	0	3期	13,200	平成29年9月30日
10月	13,200	4期	0	平成29年10月30日
11月		5期	0	平成29年11月30日
12月	13,200	6期	0	平成29年12月28日
1月		7期	0	平成30年1月31日
2月	13,200	8期	0	平成30年2月28日
3月		9期	0	平成30年4月2日
計	39,600		39,600	
合計			79,200円	

【保険料算定の根拠】  
合計所得金額 0円

この欄に金額の記載がある場合は、年金から天引きとなります。

この欄に金額の記載がある場合は、窓口納付の必要がある方ですので、通知書に同封された納付書等で、納めていただくことになります。

※残高不足にご注意願います。

この欄に記載のある方は口座振替による納付です。

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

三種町役場 福祉課 介護保険係 0185(85)2247

例の場合は、1期（7月）・2期（8月）・3期（9月）は窓口納付で納めていただき、以降は、10月・12月・2月の年金支払から天引きさせていただきますこととなります。

ご自分の納入通知書をご覧いただき、普通徴収欄に金額の記載がある方には、納付書を同封していますので、忘れずに納期限までの納付をお願いします。（ただし、口座振替対象者の方には、納付書は同封されていません。）※納め忘れのためにも、納付は口座振替が便利です。

◆問い合わせ先 福祉課 介護保険係 ☎85-2247